

福岡県公報

平成26年4月11日
第3586号

目次

告示(第379号-第395号)

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の取消し	(保護・援護課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6

公 告

○総合特別区域法に基づく指定法人の指定の有効期間の変更	(商工政策課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(労働政策課)	7
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	7
○宅地建物取引業者の免許取消し	(建築指導課)	7
○農地中間管理機構の指定	(水田農業振興課)	8
○平成26年度調理師試験の実施	(健康増進課)	8
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	9
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	9
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	9
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	10
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	11
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	11
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	11
○介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課)	11
○介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課)	11
○介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課)	12
○介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課)	12
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	12
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	12
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	13
○意見募集の結果の公示	(会計管理局会計課)	13
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	13
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	14
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	14

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………14
- 指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) ……………14
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……………14
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………15
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………15
- 土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可 (農村森林整備課) ……………16
- 介護老人保健施設の許可 (高齢者支援課) ……………16

告 示

福岡県告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消したので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の取消年月日
遠生98	医療法人社団清涼会岡垣記念病院	遠賀郡岡垣町中央台3丁目22-1	H 26・6・1

福岡県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	211号	前	朝倉市杷木赤谷1888番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓690番1先まで	5.2 ～ 17.6	275.0
			前	朝倉市杷木赤谷1888番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓690番1先まで	7.3 ～ 29.0	265.0
			後	朝倉市杷木赤谷1888番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓690番1先まで	7.3 ～ 31.0	265.0

福岡県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	山 北 日 田 線	前	うきは市浮羽町小塩6669番先から うきは市浮羽町小塩6702番先まで	8.5 ～ 14.0	135.0
			前	うきは市浮羽町小塩6669番先から うきは市浮羽町小塩6702番先まで	4.8 ～ 24.0	147.7

		後	うきは市浮羽町小塩6669番先から うきは市浮羽町小塩6702番先まで	8.5 ～ 14.0	135.0
--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	山北線 日田	うきは市浮羽町小塩6669番先から うきは市浮羽町小塩6702番先まで

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで

福岡県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八香春線	前	うきは市浮羽町妹川2441番2先から うきは市浮羽町妹川2444番3先まで	5.5 ～ 8.4	106.7
			後	うきは市浮羽町妹川2441番2先から うきは市浮羽町妹川2444番3先まで	5.5 ～ 22.3	106.7

福岡県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八香春線	うきは市浮羽町妹川2441番2先から うきは市浮羽町妹川2444番3先まで

福岡県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一般 国道	495号	前	糟屋郡新宮町美咲1丁目 251番1先から 糟屋郡新宮町美咲2丁目 1438番2先まで	16.0 ～ 33.0	249.0
			後	糟屋郡新宮町美咲1丁目 251番1先から 糟屋郡新宮町美咲2丁目 1438番2先まで	16.0 ～ 32.4	249.0

福岡県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	495号	糟屋郡新宮町美咲1丁目251番1先から 糟屋郡新宮町美咲2丁目1438番2先まで

福岡県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一般 国道	495号	前	糟屋郡新宮町美咲1丁目 264番1先から 糟屋郡新宮町美咲1丁目 251番1先まで	16.5 ～ 19.5	155.0
			後	糟屋郡新宮町美咲1丁目 264番1先から 糟屋郡新宮町美咲1丁目 251番1先まで	16.5 ～ 19.0	155.0

福岡県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	495号	糟屋郡新宮町美咲1丁目264番1先から 糟屋郡新宮町美咲1丁目251番1先まで

福岡県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	糟屋郡新宮町美咲1丁目567番1先から 糟屋郡新宮町美咲1丁目253番1先まで

福岡県告示第391号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和43年8月5日農林省告示第1145号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第392号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
福岡市東区大字奈多字小瀬貫1301の1、1301の2、1301の6、字小瀬抜1301の7、1301の8、1301の9（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第393号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和43年12月28日農林省告示第2062号（2及び3に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月6日農林水産省告示第1449号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年6月15日農林水産省告示第905号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第8項の規定に基づき、指定法人の指定の有効期間を変更したので、同条第10項の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	指定年月日	変更前の指定の有効期間	変更後の指定の有効期間	変更年月日
株式会社安川電機	平成24年5月8日	平成26年3月31日まで	平成27年5月7日まで	平成26年3月31日
三菱電機株式会社	平成24年9月18日	平成26年3月31日まで	平成27年8月31日まで	平成26年3月31日
ダイハツ九州株式会社	平成24年10月26日	平成26年3月31日まで	平成27年10月25日まで	平成26年3月31日
明石機械工業株式会社	平成24年11月20日	平成26年3月31日まで	平成27年11月19日まで	平成26年3月31日
株式会社メタルテックス	平成24年11月20日	平成26年3月31日まで	平成27年11月19日まで	平成26年3月31日
電気化学工業株式会社	平成24年12月18日	平成26年3月31日まで	平成27年12月17日まで	平成26年3月31日
三泉化成株式会社	平成25年4月19日	平成26年3月31日まで	平成28年3月31日まで	平成26年3月31日
株式会社城南九州製作所	平成25年5月7日	平成26年3月31日まで	平成28年3月31日まで	平成26年3月31日
トヨタ自動車九州株式会社	平成25年6月24日	平成26年3月31日まで	平成28年3月31日まで	平成26年3月31日

株式会社三井三池製作所	平成25年7月17日	平成26年3月31日まで	平成28年7月16日まで	平成26年3月31日
ユニプレス九州株式会社	平成25年10月18日	平成26年3月31日まで	平成28年3月31日まで	平成26年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理及び形式的な変更（福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和48年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に備え置きます。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの附属設備等の利用料金上限額を改定するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

次の加入区において平成22年4月福岡県告示第658号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年4月9日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 有明加入区

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(1) 第16514号	株式会社AGリレーションズ 代表者 中原 孝裕	福岡市南区大橋2-29-28-1402

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき、農地中間管理機構を指定したので、同法第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 農地中間管理機構の名称
公益財団法人福岡県農業振興推進機構
- 農地中間管理機構の住所
福岡市中央区天神四丁目10番12号
- 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
福岡市中央区天神四丁目10番12号
- 農地中間管理事業の開始の日
平成26年4月1日

公告

平成26年度調理師試験を次のように実施する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定するものにおいて2年以上調理の業務に従事したもの
- 試験
 - 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一とする。試験科目は次のとおりとする。

- 食文化概論
- 衛生法規
- 公衆衛生学
- 栄養学
- 食品学
- 食品衛生学
- 調理理論

(2) 日時

平成26年8月23日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

福岡市東区松香台二丁目3番1号

九州産業大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成25年度調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）1枚並びに受験申込手数料6,100円（領収証紙納付書に貼付）を添えて公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（郵便番号103-0012東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 電話番号03-3667-1815）に提出すること。

(ア) 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部

(イ) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市にお

いては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、大牟田市及び久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、福岡県保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」という。）又は公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で交付する。

郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。郵便による受験願書の用紙の請求は、平成26年4月21日（月曜日）から5月30日（金曜日）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 郵便による受験申込みは、平成26年4月21日（月曜日）から受け付けることとし、6月5日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 団体受付（代表者が、5名以上の受験申込みに係る書類を公益社団法人調理技術技能センターに持参して申込みを行うことをいう。以下同じ。）の受験申込みは、平成26年5月7日（水曜日）から6月2日（月曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付ける。

ただし、団体受付を行う場合は、事前に電話連絡を行うこと。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成26年9月29日（月曜日）10時に発表する。発表は、公益社団法人調理技術技能センターホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課、公益社団法人調理技術技能センターに掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当に

対して行うこと。

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4072601612	ユニット型特別養護老人ホームみやこの苑	社会福祉法人みやこ老人ホーム	平成26年4月1日
		福岡県行橋市二塚584番地		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4075500993	ユニット型特別養護老人ホーム照陽園	社会福祉法人宮田福祉会	平成26年4月1日
		福岡県宮若市磯光2159番地の1		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省

令第36号) 第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4075000598	特別養護老人ホーム水巻松快園(ユニット型) 福岡県遠賀郡水巻町吉田南2丁目9番1号	社会福祉法人福祉松快園	平成26年4月1日

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4078700655	特別養護老人ホーム富寿園テラス 福岡県みやま市瀬高町松田481	社会福祉法人朋寿会	平成26年4月1日

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4074400534	ユニット型特別養護老人ホーム緑の里 福岡県糟屋郡粕屋町酒殿524-1	社会福祉法人三活会	平成26年4月1日

介護老人福祉施設	4078700673	特別養護老人ホーム常照苑くすのき通り 福岡県みやま市高田町上楠田1237	社会福祉法人光輪会	平成26年4月1日
----------	------------	---	-----------	-----------

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4072900626	特別養護老人ホーム青寿苑ユニット型 福岡県小郡市井上531番地	社会福祉法人青寿会	平成26年4月1日

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4074400534	ユニット型特別養護老人ホーム緑の里 福岡県糟屋郡粕屋町酒殿524-1	社会福祉法人三活会	平成26年4月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4073401152	ユニット型特別養護老人ホーム同朋園	社会福祉法人同朋会	平成26年4月1日
		福岡県太宰府市向佐野515番地		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4073401160	特別養護老人ホームサンケア太宰府ユニット	社会福祉法人梅香福祉会	平成26年4月1日
		福岡県太宰府市高雄3丁目4227番地の267		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4071803276	特別養護老人ホーム多田の里愛夢	社会福祉法人光綾会	平成26年4月1日
		福岡県飯塚市多田309番地11		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4051780098	介護老人保健施設ハーモニー聖和（ユニット）	医療法人せいわ会	平成26年4月1日
		福岡県筑紫野市西小田991番地の3		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4055480117	ユニット型介護老人保健施設ゆうあい福智	医療法人一寿会	平成26年4月1日

福岡県直方市上頓野字堂山2761番1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4055380119	介護老人保健施設ユニット型レイクヴィラたざり	医療法人玄風会	平成26年4月1日
		福岡県田川郡糸田町木実浦870番地3		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4055580122	ユニット型介護老人保健施設コスモス苑	医療法人社団親和会	平成26年4月1日
		福岡県飯塚市伊川1262番地1		

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年3月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人たがわ子育て支援コミュニティたがわんわ

(2) 代表者の氏名
濱田 美穂

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川市大字夏吉410番地

(4) 定款に記載された目的
この法人は、田川地区に住む親子が豊かな「子育て力・親育ち力」を身に付けられる様、子育て支援の充実を図ると共に、子どもが健やかに育つための環境を整えていくことを目的とする。

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成25年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
	若松区 波打町、響南町・原町・東小石町・栄盛川町・深町一丁目の各一部	

北九州市	小倉南区 沼南町二丁目、沼南町三丁目・新曾根・葛原東三丁目・沼南町一丁目・沼本町一丁目・沼緑町一丁目・大字葛原・大字沼・大字曾根の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
柳川市	三橋町柳河、三橋町枝光、三橋町吉開、三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯鳥、柳川市蒲池	〃
大川市	紅粉屋、新田の一部	〃

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	若松区 波打町、響南町・原町・東小石町・栄盛川町・深町一丁目の各一部 小倉南区 葛原東三丁目・沼南町一丁目・沼本町一丁目・沼緑町一丁目・大字葛原・大字沼・大字曾根の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
〃	小倉南区 沼南町二丁目、沼南町三丁目・新曾根の各一部	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
柳川市	三橋町柳河	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
〃	三橋町枝光、三橋町吉開、三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯鳥、西蒲池	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
大川市	紅粉屋、新田の一部、九網、一木、津	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4079800415	特別養護老人ホームナーシングホームあかり	社会福祉法人若杉会	平成26年4月1日
		福岡県築上郡築上町大字築城165-1		

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案及び福岡県財務規則運用要綱の一部を改正する要綱案について、平成26年1月8日から平成26年2月6日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成26年3月25日に公布しました。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

会計管理局会計課総務企画係

電話：092-643-3772

メールアドレス：kkaikei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
日本特殊陶業株式会社	名古屋市瑞穂区高辻町14番18号	平成26年4月1日	平成29年3月31日まで

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4072200787	特別養護老人ホーム夢花館	社会福祉法人宏志会	平成26年4月1日
		福岡県朝倉市城859番地		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4074200462	特別養護老人ホームムネしんぐう	社会福祉法人レーヴ福岡	平成26年4月1日
		福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字名子山2176-185		

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字湊字前新開245番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字湊194番地
落石 一夫

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4072900618	特別養護老人ホームユニット型三沢長生園	社会福祉法人長生会	平成26年4月1日
		福岡県小郡市三沢881-1		

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・福岡

(2) 代表者の氏名

松尾 新吾

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区黒門9番7号安増医院2階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障がいのある人（以下、アスリートという）たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るといふスペシャルオリンピックス（以下、「SO」という）の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」（以下「SO国際本部」という）に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本（以下、SO日本）と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障がい理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

竹野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
池田 喜益	久留米市田主丸町地徳3270番地
綾部 慶幸	久留米市田主丸町地徳2905番地1
吉岡 義憲	久留米市田主丸町地徳2285番地
坂本 亘慶	久留米市田主丸町地徳2039番地

吉岡 豊城	久留米市田主丸町竹野74番地
上野 政孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
加藤定次郎	久留米市田主丸町中尾1369番地1
中村 哲也	久留米市田主丸町中尾1188番地1

2 退任監事

氏名	住 所
坂井 忠治	久留米市田主丸町地徳3240番地1
吉岡 明	久留米市田主丸町地徳2139番地1
中野 正行	久留米市田主丸町竹野2154番地1
野口 眞一	久留米市田主丸町中尾1982番地

3 就任理事

氏名	住 所
坂井 忠治	久留米市田主丸町地徳3240番地1
綾部 慶幸	久留米市田主丸町地徳2905番地1
檜崎 孝義	久留米市田主丸町地徳2164番地13
中村 卓	久留米市田主丸町地徳2047番地3
古賀 利勝	久留米市田主丸町竹野339番地
上野 政孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
加藤定次郎	久留米市田主丸町中尾1369番地1
内山 富夫	久留米市田主丸町中尾1196番地1

4 就任監事

氏名	住 所
宮原 慎治	久留米市田主丸町地徳2904番地1
谷川 林機	久留米市田主丸町地徳2098番地1
牛嶋 武敏	久留米市田主丸町竹野2043番地
塩足 哲伸	久留米市田主丸町中尾1063番地

公告

吉井第七土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和

24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
相良 栄	うきは市吉井町屋部658番地1
古賀 均	うきは市吉井町屋部397番地
江上 巍	うきは市吉井町富永53番地
江崎 友昭	うきは市吉井町福益507番地
足立 二夫	うきは市吉井町屋部442番地1
相良 正一	うきは市吉井町屋部679番地
渡邊 数馬	うきは市吉井町福益1238番地
足立 武敏	うきは市吉井町福益1283番地2
鎗水 英俊	うきは市吉井町福益1579番地
西見 和久	うきは市吉井町富永1101番地

2 退任監事

氏名	住所
江崎 秀人	うきは市吉井町福益1627番地
相良 宏輝	うきは市吉井町屋部628番地

3 就任理事

氏名	住所
古賀 均	うきは市吉井町屋部397番地
足立 武敏	うきは市吉井町福益1283番地2
鎗水 英俊	うきは市吉井町福益1579番地
足立 二夫	うきは市吉井町屋部442番地1
相良 正一	うきは市吉井町屋部679番地
平田 節男	うきは市吉井町屋部489番地1
渡邊 数馬	うきは市吉井町福益1238番地

江崎 友昭	うきは市吉井町福益507番地
泉 克弘	うきは市吉井町富永88番地
西見 和久	うきは市吉井町富永1101番地

4 就任監事

氏名	住所
相良 宏輝	うきは市吉井町屋部628番地
古矢 正幸	うきは市吉井町福益1329番地2

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
福岡市長峰土地改良区	区画整理事業（長峰地区）	平成26年3月28日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4052080142	介護老人保健施設すみれ 福岡県糸島市神在1378番地3	医療法人社団昭友会	平成26年 4月1日